

R 8 - 1 0 0 3

次期焼却施設整備基本構想(用地検討編)策定等業務委託

仕様書

令和 8 年 6 月

日向東臼杵広域連合

第1章 総則

第1節 適用範囲

本委託仕様書(以下「仕様書」とする。)は、日向東臼杵広域連合(以下「当連合」とする。)が発注する「R8-1003 次期焼却施設整備基本構想(用地検討編)策定等業務委託」(以下「本業務」とする。)に適用される。

本業務は当連合が策定する次期焼却施設整備基本構想(用地検討編)について受注者が仕様書に記載されている事項について支援を行うものである。

また、仕様書に記載がない事項については、「日向市土木設計業務等委託契約約款」を準用するものとする。

第2節 業務名

R8-1003 次期焼却施設整備基本構想(用地検討編)策定等業務委託

第3節 業務場所

日向東臼杵広域連合圏域内

第4節 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

第5節 業務の内容

「第2章 特記仕様書」のとおり

第6節 法令等の遵守

受注者は、本業務の履行に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとする関係法令、規則等を遵守しなければならない。

第7節 秘密の保持と中立性の確保

受注者は、本業務の履行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

業務の履行に際して使用する情報の取扱いについては日向市情報セキュリティ遵守特記事項書を準用しなければならない。

また、コンサルタントとしての中立性を確保しなければならない。

第8節 関係官公庁等との協議

受注者は、関係する官公庁等との協議を必要とするとき、または協議を求められたときは、誠意を持ってこれに当たり、この内容を遅滞なく当連合に報告しなければならない。

また、当連合が官公庁等との協議を必要とする場合、受注者は誠意をもって助言や協議資料、議事録等の作成などの支援を行わなければならない。

第9節 資料の貸与

本業務に必要な資料(当連合以外の第三者が管理する資料含む)は借用書と引換えに貸与するものとし、資料の保管状況調書を速やかに当連合に提出するものとする。

本業務に必要となる資料としては、

- ①第6次日向東臼杵広域連合 広域計画
- ②日向東臼杵広域連合 循環型社会形成推進地域計画
- ③一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 【計画期間 令和7（2025）年度～令和21（2039）年度】
- ④次期焼却施設整備基本構想（処理システムの検討編）
- ⑤日向東臼杵広域連合清掃センター長寿命化総合計画（施設保全計画、延命化計画）
- ⑥日向東臼杵広域連合 災害廃棄物処理計画
- ⑦新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症発生時における ごみ処理施設及び
斎場施設運営管理事業継続計画
- ⑧日向東臼杵広域連合 次期広域最終処分場基本計画
- ⑨当連合及び当連合の構成市町村が保有する公有地の現況が分かる資料

を想定している。その他資料が必要な場合は受発注者にて協議のうえ貸与の可否を決定するものとする。

また、受注者は、貸与資料を善良なる管理者の注意義務を果たして取扱い及び管理し、作業終了後は速やかに返還するものとする。また、当連合の許可のもとに複写等の処理を行うとともに、その取扱いにも十分注意するものとする。

第10節 技術者の通知

本業務の履行に際し、次の条件を満たす管理技術者、担当技術者、照査技術者を配置すること。

1 管理技術者

技術士法に定める技術士（衛生工学部門（廃棄物・資源循環））もしくは総合技術監理部門（衛生工学（廃棄物・資源循環））、RCM（廃棄物）の資格を有する者とする。

平成28年度以降、国又は地方公共団体が発注した業務において一般廃棄物（ごみ）処理施設に関する候補地選定業務（中継施設は除く）、焼却施設整備の新設に関する基本構想策定業務又は基本計画策定業務の両方に従事した実績を有すること。

管理技術者は、担当技術者及び照査技術者を兼ねることができない。

2 担当技術者

資格を問わない。

平成28年度以降、国又は地方公共団体が発注した業務において一般廃棄物（ごみ）処理施設に関する候補地選定業務（中継施設は除く）、焼却施設整備の新設に関する基本構想策定業務又は基本計画策定業務の両方に従事した実績を有すること。

設計図書等に基づき適正に業務を実施する者とし、管理技術者及び照査技術者を兼ねることができない。

3 照査技術者

技術士法に定める技術士（衛生工学部門（廃棄物・資源循環））もしくは総合技術監理部門（衛生工学（廃棄物・資源循環））の資格を有する者とする。

平成28年度以降、国又は地方公共団体が発注した業務において一般廃棄物（ごみ）処理施設に関する候補地選定業務（中継施設は除く）、焼却施設整備の新設に関する基本構想策定業務又は基本計画策定業務の両方に従事した実績を有すること。

照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

第11節 作業計画

受注者は、契約締結後速やかに当連合と十分な打合せを行い、各工程について作業実施計画を立案し、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者等選任通知書、略歴書、テクリス
- (3) 業務実施計画書
- (4) 工程表
- (5) その他当連合が指示する書類

第12節 立入りの制限

受注者は、調査に際して現場や他人の所有する土地に立ち入る場合、当連合に事前連絡の上、土地所有者等の許可を得なければならない。

第13節 成果品

本業務の成果品及びその部数は次のとおりとする。

ただし、報告書に記載する基本構想のタイトルは「次期焼却施設整備基本構想（用地検討編）」とすること。

- | | | |
|--------------------|--------------|-----|
| (1) 候補地選定業務報告書 | A 4 版ドッジファイル | 1 部 |
| (2) 候補地選定業務報告書 概要版 | A 4 版中綴じ製本 | 1 部 |
| (3) 施設イメージパース | 鳥瞰 A 3 版 | 1 枚 |
| (4) 景観検討資料 | 鳥瞰 A 3 版 | 1 枚 |
| (5) 上記電子データ | C D—R 等 | 1 式 |

第14節 検査及び引渡し

1 部分引渡し

受注者は、本業務の着手届提出時に併せて提出する工程表及び業務実施計画書について、令和 8 年度及び 9 年度の事業期間は、以下のスケジュール（案）に基づき当連合と協議の上作成するとともに、各年度の業務完了後速やかに業務完了届（履行確認願）及び成果報告書を当連合に提出し、当連合が定める検査員の検査を受けるものとする。

なお、既済部分に係る一部の支払額については、各年度の予算の範囲内で、当連合と受注者による協議の上、決定することとする。

スケジュール（案）

	令和 8 年度	令和 9 年度
用地選定	図上で候補地の抽出・整理を行い、3 箇所程度に絞り込む。 （抽出・一次評価）	3 箇所程度の候補地の配置計画（案）をまとめ、比較評価し 1 箇所に絞り込む。（総合評価）
委員会等への出席	・清掃センター更新計画等検討委員会及び作業部会（行政職員）： 5 回程度実施 ・用地選定検討委員会（有識者等）： 5 回程度実施	
住民説明会・地元区の総会等への出席	—	2 回程度

2 引渡し

受注者は、本業務完了後速やかに業務完了届を提出し、当連合が定める検査員の検査を受けるものとする。完了検査に合格後、本仕様書に定める成果品一式の納品をもって業務の引渡しとする。

第2章 特記仕様書

第1節 基本条件の整理

1 施設整備の内容の整理

施設規模、建築面積、敷地面積等について、次期焼却施設整備基本構想（処理システムの検討編）に基づき整理する。

2 立地規制に係る法律等の整理

廃棄物処理法等の環境保全関係法令から施設の建設条件となる規制を整理するとともに、都市計画法、河川法等の立地規制に係る法律等を整理する。

3 調査地域概要の整理

本業務での調査対象地域は日向市、門川町、美郷町、諸塚村及び椎葉村の全域とし、対象地域内における次の基礎情報を整理する。

- ① 土地利用の状況
- ② 自然条件の状況
- ③ 環境条件の状況
- ④ 社会経済の状況
- ⑤ 諸計画の状況
- ⑥ 社会基盤整備の状況
- ⑦ その他必要な項目

第2節 建設候補地の抽出

1 立地回避・適地地図の作成

対象地域の土地利用規制、災害リスク、自然環境保全等を踏まえ、施設立地を回避すべき範囲を整理する。また、インフラ整備状況及び、当連合及び当連合の構成市町村が保有する公有地の現況、地元地区からの建設候補地への応募、収集運搬状況等を踏まえ、施設立地に有利となる範囲を整理する。それらの情報をまとめた、立地回避・適地地図を作成する。

2 建設候補地の抽出

立地回避・適地地図に基づき、建設候補地（以下、「候補地」という。）を10箇所程度抽出する。

第3節 候補地の評価・絞り込み

抽出した候補地（10箇所程度）について、評価項目を設定し、比較検討評価を行う。比較検討評価を踏まえ、候補地を3箇所程度まで絞り込む。

1 評価項目・基準の設定

以下の観点から踏まえた評価項目・基準を設定する。

- ① 防災
- ② 土地利用

- ③ インフラ整備状況
- ④ 地形・地質
- ⑤ 自然環境・希少な動植物等
- ⑥ 生活環境
- ⑦ 候補地の面積
 - ・次期焼却施設整備基本構想（処理システムの検討編）のごみ処理システムの評価にて検討した処理方式に合致したものであるか
- ⑧ 候補地の概算造成費用（概算用地取得費を含む）
- ⑨ その他配慮すべき事項

2 候補地の評価・絞り込み

設定した評価基準に従い、文献等に基づき候補地の比較検証評価を行い、候補地を3箇所程度まで絞り込む。

3 ごみ処理システムの再評価

第3節1において実施した候補地の面積の検討により、処理システムの絞り込みを実施する。また、各ごみ処理方式について、用地取得費及び整備費を含めた概算事業費を算定する。

第4節 候補地の評価・選定

候補地（3箇所程度）について、評価項目を設定し、現地調査及び概略造成図面の作成等により比較検討評価を行う。比較検討評価を踏まえ、最終候補地の選定を行う。

なお、地元地区からの候補地の公募があった際には、第3節1 評価項目・基準の設定 で実施した評価項目に対する確認を行い、候補地として追加可能か否かの判断を行う。

1 評価項目・基準の設定

以下の観点から踏まえた評価項目・基準を設定する。

- ① 経済性
- ② 地形・地質
- ③ 自然環境・希少な動植物等
- ④ 敷地有効利用性
- ⑤ 景観
- ⑥ その他配慮すべき事項

2 現地調査及び調査結果とりまとめ

候補地及び周辺状況の把握のための現地調査を行い、調査結果のとりまとめを行う。

3 概略造成図面の作成

候補地について、概略造成図面の作成を行い、概算造成費用の算出を行う。

4 建設候補地の評価及び選定

設定した評価基準に従い、候補地の比較検討評価を行い、最終候補地の選定を行う。

第5節 委員会運営に係る支援

受注者は、清掃センター更新計画等検討委員会及び用地選定検討委員会を円滑に進めるために必要な以下の運営支援を行うものとする。なお、委員に対する謝金及び交通費は、本業務の費用に含まないものとする。

1 委員会に係る会議資料の作成

委員会で必要な会議資料の作成を行うものとする。

2 委員会への出席

各5回程度開催予定の委員会に出席し、必要に応じて会議資料の説明及び質問回答の支援を行うものとする。

また、委員会に先立ち事前協議が発生する場合は適宜対応する。

なお、事前協議に多くの時間を必要とする場合には、発注者と協議し、業務上必要と認められる場合は契約変更の対象とする。

3 委員会議事録の作成

委員会終了後、速やかに議事録を作成し発注者に提出すること。

第6節 住民説明会及び地元との基本同意に係る支援

住民説明会の開催に際し、説明会資料の作成及び説明会へ出席し、質疑等に対する説明等の技術的支援を行う。地元住民説明会は選定された最終候補地1箇所を対象に1回開催する。出席者へのアンケートの作成及び集計、分析を行う。

また、最終候補地に建設することを前提とした本格調査の実施に係る基本同意を得る地元区の総会等へ出席し、質疑等に対する説明等の技術的支援を行う。

なお、住民説明会用の資料として、施設イメージパースと景観検討資料（当連合が指定する区域からの視覚）を1枚作成すること。

住民説明会終了後、速やかに議事録を作成し発注者に提出すること。

第7節 次期焼却施設整備基本構想のとりまとめ

令和6年度に策定している次期焼却施設整備基本構想（処理システムの検討編）について本業務委託 第2章 特記仕様書 第3節3 ごみ処理システムの再評価 の修正を反映させたもの、及び本業務にて策定した次期焼却施設整備基本構想（用地検討編）をとりまとめ、成果品として提出すること。